

公 表

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合における障害者活躍推進計画を次のとおり作成し、公表する。

令和2年4月1日

愛知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 河 村 たかし

愛知県後期高齢者医療広域連合における障害者活躍推進計画

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

2 障害者雇用に関する課題

愛知県後期高齢者医療広域連合は、全職員が愛知県及び県内の市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づく求めに応じて派遣された職員で構成されているため、現時点では独自の募集・採用を行っておらず、現に障害者である職員も在籍していない。そのため、組織的な体制整備は行っていなかったが、今後、障害者である職員が在籍する可能性も考慮し、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組む必要がある。

3 目標

①採用に関する目標	(1) 法定雇用率以上とする。 (評価方法：毎年の任免状況により把握) (2) 障害者雇用に関する理解を促進する。 (評価方法：毎年の研修実施状況により把握)
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員が在籍した場合は 定着状況データを把握

4 取組の内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用促進者として総務課長を選任し、障害者である職員の相談窓口を総務課とする。障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、労働局が開催する講習等を受講させる。

また、毎年、新任職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を実施する。

(2) 障害者の活躍を推進するための環境整備等

障害者から要望があった場合は、事務室がある建物の所有者の愛知県国民健康保険連合会に協力を得ながら、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(3) 実施状況の点検・評価

本計画を効果的に推進するため、毎年度、総務課において取組の実施状況を点検・評価し、職員へ周知するとともに、その意見を取り入れながら必要に応じて取組の見直し等を検討する。また、実施状況はホームページへ掲載して公表する。